

平成19年第5回玉城町議会臨時会会議録

1. 招集年月日 平成19年8月10日
2. 招集の場所 玉城町議会議場
3. 開 会 平成19年8月10日
4. 応召議員

1番	淺野	仁君	2番	野口	繁君
3番	東谷	富雄君	4番	川西	元行君
5番	高木	市郎君	6番	奥野	忠君
7番			8番	鈴木	加奈子君
9番	池之山	公一君	10番	森本	美三男君
11番	小林	豊君	12番	前川	夫君
13番	世古	欽史君	14番	小林	一則君
15番	風口	尚君	16番	中野	勇君

5. 不応召議員 なし
6. 出席議員 15名
7. 欠席議員 なし

8. 地方自治法第121条の規定により説明のため出席したものの職氏名

町 長	辻村修一君	副町長	坪井信義君
教育長	見並健一君	会計管理者	森島千里君
総務課長	中郷徹君	税務住民課長	松田幸一君
生活福祉課長	林裕紀君	建設産業課長	前田浩三君
上下水道課長	小林一雄君	病院老健事務局長	田間宏紀君
農林商工課長	田畑良和君	教育事務局長	松田幸一君
総務担当課長補佐	田村優君	政策財政担当課長補佐	中村元紀君

9. 職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	大南友敬君	同書記	高井美江君
同書記	中川泰成君		

10. 提出議案

日 程

- 第 1. 会議録署名議員の指名
- 第 2. 会期の決定
- 第 3. 議案第55号 工事請負契約の変更について
- 第 4. 議案第56号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第2号)

(午前9時 開会)

議長(浅野仁君) 只今の出席議員数は15名で定足数に達しております。

よって、平成19年第5回玉城町議会臨時会は成立致しましたので開会致します。

開会あたり町長より臨時会招集の挨拶があります。

町長 辻村修一君

町長(辻村修一君) 臨時会開催を頂くに当りまして、一言お礼のご挨拶を申し上げます。議会の皆様方におかれましては、公私何かとお忙しい中臨時会の開催を頂きまして誠にありがとうございます。今回、緊急にお願いを申し上げておる案件でございまして、先般の全員協議会でも少し説明を申し上げさせて頂きましたが、玉城中学校の空調防音工事についてでございまして、特にその段階でもお話し申し上げましたように、業者選定の段階で甘かった点を反省し、支障が生じたことにつきましては大変ご迷惑をおかけ申し上げます。今、夏休み期間中という事でございまして主な工事を施工して子供たちの授業に、支障のない様に執行させて頂きたいと考えておりますので、なにとぞご理解を賜りましてご承認賜りますようお願いを申し上げます。開会のお礼の挨拶とさせて頂きます。

議長(浅野仁君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手許に配布のとおりであります。

議長(浅野仁君) 日程第1 . 会議録署名議員の指名を行ないます。本日の会議録署名議員は会議規則第120条の規定により、議長において

13番 世古欽史君 14番 小林一則君

の2名を指名致します。

議長(浅野仁君) 次に、日程第2 . 会期の決定についてを議題と致します。

お諮り致します。本臨時会の会期は本日1日間と致したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声)

ご異議なしと認めます。よって会期は本日1日間とすることに決しました。

議長(浅野仁君) 次に、日程第3 . 議案第55号 工事請負契約の変更について及び日程第4 . 議案第56号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第2号)を一括議題と致します。町長より、提案理由の説明を求めます。

町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）議案第55号 工事請負契約の変更につきまして、提案説明を申し上げます。現在工事を進めております玉城中学校空調防音工事につきまして変更請負契約を締結する必要が生じたので、地方自治法第96条第1項第5号の規定によりまして議会の議決をお願いするものがございます。次に、議案第56号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第2号）につきまして提案説明を申し上げます。今回提案申し上げます一般会計補正予算につきましては、補正予算総額282万円を追加し、歳入歳出予算総額4億2千616万4千円とするものであります。内容といたしましては、先にご提案申し上げた玉城中学校空調防音工事に関係するものでございます。歳入では、国庫補助金282万円を増額しています。歳出では、空調事業関係の工事請負費511万7千円を増額しています。財源につきましては、予備費で229万7千円を減額し、調整いたすものでございます。尚、詳細につきましては、教育委員会事務局長から説明を致させます。よろしくお願い申し上げます。

議長（浅野仁君）教育委員会事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）それでは、議案第55号 工事請負契約の変更につきまして補足説明を申し上げます。

議案第55号資料をご覧頂きたいと思えます。先ず、第1．工事の名称でございしますが、玉城町立玉城中学校空調防音工事でございます。第2から第4に至ります工事の工事場所、工期、施行業者につきましても記載の通り変更ございませんので説明は省略させていただきます。第5．変更内容であります。当初契約9千817万5千円に対しまして今回、276万6千750円を増額し、変更後の契約金額を1億94万1千750円とするものでございます。この増額につきましては、国庫補助金をお認めを頂いたところでございます。只今の金額につきましては、消費税及び地方消費税を含んでおりますのでよろしくお願いを致します。次に、第6．工事の概要でございますが記載の通り、空調設備工事、電気設備工事、建築工事、給排水設備工事を行うものでありまして、この中で電気設備工事について今回変更いたすものでございます。その内容につきましては、第7．に記載してございますが、概要につきましてご説明申し上げます。高圧受電設備キュービクルにつきまして、当初は1面の増設でありましたが、1面追加し2面に変更いたすものであります。これは電気必要容量に対しましてより安全に、遮断できるように設備の遮断装置の形式を変更することにより追加するものでございます。次の空調動力盤の改造でございますが、電磁気による入力方式を次回で一同に変更するも

のでございます。又、電力供給をより確実にするために当初は室外機、室内機合わせて1系列の配電であったものを今回、室内機、室外機それぞれ個別に分けた2系列の配電に変更するものでございまして、このことにより動力盤を1面追加するものでございます。次に、空調集中管理方式の変更でございますが、機器設置後の維持管理の軽減を図るために、ON・OFF式の2台の設置から職員室から各特別教室のエヤコン変革操作できる集中コントローラ4台に変更いたすものでございます。以上補足説明といたさせていただきます。次に、議案第56号 平成19年度玉城町一般会計補正予算(第2号)につきまして、補足説明を申し上げます。

(補正予算書朗読方々説明する)

議長(浅野仁君)以上で、提案理由の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑・討論・採決を行います。先ず議案第55号工事請負契約の変更についての質疑を行います。発言を許します。

8番 鈴木加奈子さん

8番(鈴木加奈子さん)すでに、全員協議会におきまして一定のやり取りがあったということから、手が上がらなかったのかと思いますが全員協議会の席におきましては、数名の方から厳しいご指摘もあったところであります。議会というものは、全員協議会の中でのやり取りは町民の皆様には知らされていないのでございまして、この本会議ではじめて町民の皆様が知るところになるわけでございます。ですからもう予め聞いてあるからそれで了承してくださいとおっしゃられるかも知れませんが、やはりその点ではきちっとしておかなければならないとそう思いまして、改めて質問をさせていただきます。他の方もその考え方の元に質問に立って頂きたいと、このように願うところであります。先ずは、この工事の変更でございますが、これはすでに工事に入っているものの途中におきまして変更になってきておると思いますが、何故当初からこういったことが分からなかったのか、どういう立場でこのことを変更内容について考えているのか、この点についてお伺いをしたいと思っております。使用電力が大きくなれば勿論、受け入れ側のほうもそれにふさわしい対応をしなければならないのに、それにもかかわらずその算定が誤っていたということであれば、これは設計業者にかかわる問題であろうかと思いますが、この設計業者に対する責任問題というのは、どのようになっているのか、このことを改めてきちっとこの場に置きまして説明を頂きたいと思っております。それから町単工事が随分増えました235万円というものが、増えてきておりますが、これを見ておりますと始めから組んでおかなければならないものを忘れていたのか。と思われるものが何点もございまして、その点についてもどの

ように考えているのかお伺いを致したいと存じます。

議長（浅野仁君）教育委員会事務局長 辻誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）先ず、工事の変更の過程でございますが、議員おっしゃいます必要電力容量が大きくなれば、何故最初から見込みをしなかったのかというお尋ねにお答えを申し上げますが、当初防衛支局で協議を重ねる中で、空調機器につきましてはご家庭でもそうですが、省エネ省電力という事で機器を製図するときに、最大ステックの容量を使用せずにいけるだろうという事の指導の基で、具体的な数字を申し上げますと電気容量が425キロボルトアンペアに対しまして、当初の設計では300キロボルトアンペアその中での過程におきまして、なかなか現場の中で整理をするということは困難であろうと、又それをオーバーする電力を供給したときに他の機器にも支障をきたすだろうということに、より安全を高めるために防衛支局の方のご理解を頂きまして、今回変更を致すものでございます。この変更にかかる財源につきましても国の方から処理をさせて頂いておりますが、当初設計する中におきましては、全体工事費の所謂全ての枠というものもありましてこの辺につきましても最大最小の原理でもってその効果を表わすという事で通常的な使用に耐える300キロボルトアンペアのものを既存のものという事で伺っておるところでございます。尚、町単工事が発生してその想定がなされていなかったのかというご指摘でございますが、これにつきましても最小最低限の定義でもって工事を施行するという事で、詳細現場で確認をしていなかった点もありますが、何とか既存の工事の中でその配線ができないかということの中で当初は経費を計上してございませんでしたが、より安全確実にするために工事を施行する過程において、追加をお願いするものでございます。しかるにこの工事にかかります費用につきましては当初にその経費を盛り込んでおりましても町の単費の工事費という事で、町費で持って対応しなければならぬ関係でございますので、その辺も合わせてご理解を賜りたいと思います。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）先程質問いたしました設計業者に対するこの設計変更に係わる責任問題というのは、全くないのですか、どうなんですかお伺いします。これは先程質問してある事柄でございますので、質問回数に入れてもらっては困ります。

議長（浅野仁君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）設計業者の責任の問題でございますが、当然この町単工事等がありまして、考え方によりますとこれは当町それを天井等懐などめくってそのことをチェックすべきでございましたのですが、そういう考え方

にたてばこれは設計の落度でございましょう。私もそのように思っております。そのことについては、設計事務所としてもよく反省しお詫びがこちらの方へもございました。以上です。

議長（浅野仁君）8番 鈴木加奈子さん

8番（鈴木加奈子さん）全員協議会のおきましては、もっと違った説明がありまして皆さんからも、その点についても質問があったと思っておりますが、これは取り消されたのかどうかということも含めて、お伺いをしたいのですが、設計業者からはこの今見並教育長からは町単工事にわたりますところのこの問題が、不手際という意味の責任についてしか言われませんでした。大きいところではこの受け入れ電力の問題で受け入れ方の方で、こちら側の方で工事の見誤り、それが製品を納める会社からの指摘があってそれで変更されたという説明もありました。ということになると相当に大きな設計業者の問題が出てくるのではないかと、素人ではないのですから素人はできるだけ電力を使わないようにしたらその程度でいいのかなと、考えるかもしれませんが、そういうのはいけないわけでそういう収める製品の業者から指摘がありそれを変更したということになりますとこれは、やはり設計業者の大きなミスということになるかと思えます。それがために100万円の寄付を受け入れるとか、それに添えられてお詫びの言葉があったと伺っておりますけれども、このお詫びの言葉は取り消されたのですか。100万円は中止したのですか。もしお詫びのお言葉があったのでしたらそのこともきちっとここで報告をして頂きたいと思えます。

議長（浅野仁君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）前段のその大きな事前関係のことに触れて頂いたわけですが、これは局長申し上げましたように国も町も同じでございまして、最少の経費で最大のその効果をあげよ。今の時代の一番守らなければならぬことだと思っておりますが、こういう観点で昨年からずーと最終審査、調査を頂きました防衛省もそれで進めてまいってきたわけですが、今回前回申し上げましたように発注を致しました段階で、その一番先端と申しますかそういう技術の中からメーカーの方からご指摘があり、これであればいろんな問題が出てくるであろうとそういう事でございました。その経緯はこれまでのその入札の最終審査も合わせまして、落札を頂きますその前の入札の行為の中でも質疑は上がってきておりません。これはそれでも設計はきちんとできておるといってらまえ方でもございました。しかしその考え方と申しますかそれを変えますと、それなら何故設計業者がそれを見抜いてそれを町や国へ気づく設計の段階で、問題があるかと思えます。そういった問題になりますとやはり、設計の先日も申し上げましたようにたどって

きますと、そこへ行くかと思えます。そういうふうなことでございますので今回の場合は、国のほうもその考え方を変えていただきまして今回の設備の考え方にこれが正しいと頂きまして進めていただきましたのが、今出来上がった増額のものでございます。それと今、設計業者のお詫びの件でございますがこれにつきましては、昨日納入を会計室の方に頂いておるそういうふうなことでございます。以上です。

議長（浅野仁君）9番 池之山公一君

9番（池之山公一君）鈴木議員のご質問とは、その工事請負契約その以前の設計契約これに対して、設計上に疑義があるということでの請負契約を変更せざるを得ないということになって、その設計業者を資格停止なりそのペナルティを町として出すかどうかその辺を聞かれていますと思いますが、その辺入札を管轄されておる総務課長或いは町長のご答弁をお願い致します。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）今回のこういう事態に至りました内容今池之山議員からもご質問ございましたけれども、やはり設計業者の設計の段階で平成16年度でありましたけれども、適切な内容が積算されておらなかったというふうなことがあるというふうに思っております。このことにつきましては、当然今後の指名におきまして厳正な処分をしたいと、こんなふうに考えておりますのでよろしくお願い致します。

議長（浅野仁君）6番 奥野 忠君

6番（奥野忠君）この55号の議案を見ておりますと、単なる追加工事という事でございまして、何か工事をやっている途中で急に必要なものが出来てきてそして追加工事をしなければならんというような、そんな表面上そういうことになっておると思えます。しかし先程からも質問もございましたようにこの8月6日の日に全員協議会が開かれまして、その席に中で設計上に大きな問題があってそれが、元で工事の追加が必要になってきた、そういう内容の追加工事でございます。私は、やはり情報公開というのが非常に大事な時代になっておりまして、この設計の会社が十分にこちらの中学校の空調防音工事をするについて、こちらの要望を十分に設計上によろ表現をしなかったそのためにおこった問題でありまして、これがやはりはっきりと情報が公開されることによってこれからのこういう問題が、事前に防げることにもなりますし、そして又、この設計だけの問題でなしにその他の請負をする会社におきましても重大な問題として捉えられ、そしてそれが入札なり工事なりというところにかされてくるということを考えますと、平成16年にあえて言いますが、梶原設計事務所が860万で請負をした、そういう内容の中に言えば、不都合があったということが、はっきりとやっぱり情報上流してい

ただいてそして、それがこれから先のこういう工事に正しく生かされていくというそういう道を選ばれるべきではないかと思っております。そういう意味でいきますと、この55号の工事請負契約の変更についてという中身で行きますとその主たる原因の問題点というのは、まるきり隠されておりました単なる追加工事ということになっておりますが、その辺をはっきり町から発信をしていただくためにも本来これを変えるか乃至はこの答弁の中で、はっきりと会社名なり問題点なりを言われて、この追加工事をやられていくのがいいのではないかと思います。教育長のお気持ちをお聞きしたいと思いません。

議長（浅野仁君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）今、奥野議員さんのご指摘でございますが、業者の経緯について情報公開ということでございますが、一般行政の方で又お答えをいただけたらと思っておりますが、私の方としてはこちらの設計を致しました現段階におきましては、奥野議員さんのお考えと同じでございます。以上でございます。

議長（浅野仁君）6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）色々のお気遣いをしてみえという事は良く分かりますが、この辺ではっきりせんと町民の側から見ましても「役場の職員がボーとしているのでこんな追加工事が起こってきたのではないか」とそういう問題になりかねないところでもあると思えます。この間の全員協議会の中でも色々言われましたが、役場側がもっとしっかり見ていたらこんなことは起こらないという意見もございました。しかし私は、それをちゃんと見ようと思えばそれなりの専任職員といえますか、技術職が必要なわけでございます。現在の効率のよい役場の執務体制を進めていこうとするならば、そんなことよりもむしろそれを請け負った会社がきっと仕事をする、自分の責任において問題のない仕事をしていくということが大事なんでそういう意味で、私は反省を求める意味で、ここではきりとこの業者の問題点というのを言われたほうがいいというふうに思いますので、教育長にその旨をお伝えしてお答えも頂きたいと思いません。

議長（浅野仁君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）再度のご指摘ありがとうございます。この入札に行きますまでのプロセスが、色々担当される方も苦労されて業者を選んで頂いておると思っておりますが、今後そのことにつきましても町長お答えのように私どももそのようなことをお願いをしてまいりたいと思っております。

議長（浅野仁君）6番 奥野忠君

6番（奥野忠君）追加して言うておきますが、この追加工事は追加工事とい



うことになっておりますが、実際にちゃんと設計がされておりましたら本来この工事は必要なはじめの請負の中で当然出てくる工事でありまして、追加という言葉は使われておりますがこういう形でなしに、はじめの請負契約の金額がこの分増えておったというだけの内容であるという事を、確認をしておきたいと思えます。

議長（浅野仁君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）再度のご質問でございますが、この増額につきましては、防衛省の言葉を使って申し訳ないということを行いました、計画を変更するという形の国のお認めでございます、今回そういうふうなことの増額で補助金を頂いておりますので、そういうふうな設計の変更といいますが替わりを計画変更させていただきとそういうふうなことでございます。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）これ聞いている人は分かりにくいと思えますが、たかが玉城中学の空調工事でなんでこんなに後で色々出てくるのかと、悪く考えたら最初9千700万円ぐらいにしておいて後で少し増やしたら1億、最初から1億というまづいなと、こんなことを考えると思うと、今日の教育長さん事務局長さんのお答えを聞いておるとどうも、承認側の考えに立ってないと思えます。工事するときに安全やとか、それをせんだら不安だとか言われたらみんな安全な方を取りますし、もともと役場はそんな経費節約のために1億近い工事の中で、意図的に何か100万、200万下げる工夫をしてこちらからここをこうやってしたら安くないかとか、僕はそんなことまでタッチできるわけがないし分からないと思えます。まして新築ではなくて今中学校の天井を破っているいろいろやっていく中で、その中に線が少し予想よりたくさんいるようになったのでこんだけかかると、これは設計事務所のミスですよ。又、当初施行業者さん方のチェックが甘かったのでしょうか。そこへ安全安心を持ち込むと何か今後こういうことをやる時も、また安全、安心を持ち出したら100万、200万の議会も承認してこれはおかしいと思うし、それと、この議案自体が全員協議会で色々皆さん沢山意見をいわれたわけですが出てくるのが遅いのではないかと、これやったら行き当たりばったりではないか。この工程表を見るともうすでに私たちがこれを聞いた6日の日には3階部分の天井下地、天井張りとなっております。2階部分については保温工事試験が済んで保温が入っています。1階部分が機器の吊りこみ配管試験という工程になっています。殆どのがいまさらいえない段階なのです。これからは仕上げをしていただけなのです。この段階で出るような問題なのか、逆に時期を見てこの辺で言うたらこれだけ出来上がっているなら仕方がないというような気が受けます。本当に安全、安心やったらもっと前にこう

いうことは分かっているし、もうすでに設計は16年で、機器の発注は随分前だと思います。家庭用の小さなものを頼んで2~3日で持ってくるのではないのですから、そういうことを時間的に考えていたらこの問題は、ずーと前におきていたと思います。だけど役場といろいろ話が進んでいて結論もでたものをこちらに持ってきたと、なんかそのような気がしてならんのですが、その辺の時間的なことと安全安心ということについてはできればこれはそうじゃない、こちらは空調工事を発注する、どこの会社がそんな安心や安全を保障できるようなものを見積もりしてきますか。途中になってから空調機器というのは先日も申しましたが、平成10年国が決めたCO2の排出量の削減に向けて一生懸命やっているから平成16年の設計当時では、考えられなかった省エネが19年、今年は18年の機種が入っているかも知れませんが、そういうレベルの中の話でもっと大きな事前容量を必要とする設備をここでもうきらないとあかんということすら、それやったら一番最初の空調の容量自体が何か不安があって、途中から空調容量を大きくしたことで事前設備も大きなものが必要になってきたとか、そんなんと違うかなと、分からん中でそういう推測をするしかないわけで、もう一度くどいようですが僕は役場の方には責任はないと思います。役場は分からないと思います一つお願いしますとって専門のところへお金を出して設計してもらって、専門の業者がわざわざ四日市から慣れた業者が来てやる中で、難しいことを誰もわからんと思います。防衛省しか分からないと思います。それは仕方ないと思いますがもともと教育長の答弁の中に僕は、あの言葉は持ち出さない方がいいと思いますが、その点について教育長にお尋ね致します。

議長（浅野仁君）教育長 見並健一君

教育長（見並健一君）先日の世古議員さんご指摘ありがとうございました。先日の全員協議会の話とダブっていくかもしれませんが、工程会議というのがございましてその私が、そのときのことを聞きましたのが4月工程会議のことです。当時は設計等々が不具合的な事がありましたそれはそのとおり一般的な考え方でそうなるのですが、これは一体何ということやという話で、先日もお話をさせて頂きましたようにこのことが入札を通過し、そして現在の施工に移っていく段階の4月の終わり頃でございましょう。その時に業者は勿論、その受電工事を発注する機器のメーカーに入ります。松下電工他もあったようでございますが、その電工のメーカーの方からこの受電の動力版のことがお話しありました。それが先日申し上げましたことですがそこで安全とか安心ということが出てきたのが、電気設備基準とPLの関係の法律から聞かせて頂きました。私もあの条項を専門的なものを読んですぐ理解できるものではございませんが、やはりその消費者に対する安全がうたわ

れてございます。民法も入っておりましたそういう事で管理いたします設計業者がこれ本当のことかどうかをチェックさせましたところが、調査を行いました同様の返事が戻ってきたというのが、先日の全員協議会で申し上げたことでございます。それでその経緯をその時も申し上げましたが、5月に入りましてその関係の管理業者、メーカーそれと防衛の担当官これが5月の日が済んでいきます。防衛の方もなかなか調整を取って話していきませんがそういうことはあります。6月の中頃に入りました時にこの適切な工事に工事が遅れたら大変なことや、そんなことを先ず早めに考えましたものですから何とか最終審査を頂きました防衛省のほうに、これは出向いて何とかしていかないといかんと、そんな事がありましてそのまま工事を放置して設計どおりやらしたらどうか、そういうふうな基準等々がございますから私町長にご相談申し上げたのですが、なんとしても町としては安全で安心できる工事にするのが当然公の立場でございますので、おまとめいただきましたのがこの計画変更というものでございます。それでこれが7月19日だったと思っておりますが確認を致しまして返事を頂きました。こういうときに教育民生委員会さんにもお話をしようと思ひまして、委員長さんにもお電話を申し上げました。そういう経過が流れておりますが、そして又議会の方にもご無理を申し上げ本日の日程を調整頂いたという流れでございます。ご理解の頂きにくいところもあろうかと思ひますが、こういうふうな大まかなスケジュールで現在に至っております。以上でございます。

議長（浅野仁君）13番 世古欽史君

13番（世古欽史君）教育長、私の方が勘違いをしていた部分がありましてすいませんでした。松下電器のような大きいところが安全安心のためにという言葉が使われたのであれば、これは教育長さんがそれに対して「いやいやもう前のでいいんや」ということもできないし、ただこういうことについて本当に先程も、池之山議員が言われたように本当に途中でこういうことが、ぼろぼろ出てくる事態のないような、設計事務所さんをお願いしたいと思ひますし、それと役場の方の責任というのは本当に分からないことで逆をお願いしたとこが、心配しなくても最後まできちっとしてもらえような工事又そういうことを、今後両方に取り入れるそれができるかできないかはわかりませんが、できるのであれば追加工事は出ないよと一般の工事であれば1億円の工事をしていて200万そこその何かが出ても全体の中でやりくりをしてくださいと、業者さんの方もなしとそういうようなスタイルで、相手が役場さんであれば、言うたらもらえるのでというようなことがあるので今後そういうことがあるなしにかかわらず、きちっと契約書の方をご検討頂きたいとお願いして私の質問を終わります。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）今回この55号で変更契約を下記の通り締結したいという事で提案されていますが、何時締結されるのかということをお聞きしたいのと、他の問題もあるわけですが、この請負契約を締結するときに、瑕疵すなわちミスの問題はうたわれていない。こういうことを町長の方から全協のときに話があったわけですが、例規集にもうたわれてないと思いますが、工事に対して瑕疵については期間があるわけですが、何時締結されるのかそして締結が前ですともう瑕疵がないか、あった場合にどういふふうにしてこれを責任もってもらおうかということ、これ締結する前でございますのでその点を明確にしてもらいたいと思いますが如何ですか。

議長（浅野仁君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）この工事の変更契約の締結日でございますが、本日ご承認いただきましたら本日付で、施工業者オーク設備工業と変更契約を締結する運びになってございます。又工事請負業者に対します科しのお話しでございますが、これにつきましては当初の工事の変更の時にその工事に対します条項の中に瑕疵については明記されておりますので、それをもって対応を考えてございます。

議長（浅野仁君）2番 野口繁君

2番（野口繁君）瑕疵がすでに締結の時に明記されているのですね。そうやってきたらこの町単の部分は、当然聞くところによると100万はすでに町が受け取ったと、寄付をもらったというのではなしにこれは向こうが瑕疵があったので雑入の中で明確な収入の方がいいのではないですか。まるきり寄付をもらったといいますと馴れ合い見たいなことになってくるので、その受け入れ先を雑入の方で瑕疵の一部としてもらったと、収入として明確にできないかお伺いいたします。

議長（浅野仁君）教育委員会事務局長 辻 誠君

教育委員会事務局長（辻誠君）説明不足で申しわけございません。変更契約の締結につきまして本日付と申し上げましたのは、工事請負契約に対する変更それでこの工事に対します瑕疵等の条項条文につきましては、当初契約したときに工事請負にかかる落札業者と、発注者であります玉城町との間に条項として交わすものでございまして、今議員のお尋ねの設計に対するというふうな部分でのお尋ねかと思いますが、その中におきましては瑕疵の条文も含まれておりますが、設計の異議のある場合には調停人を立ててという部分が明記されてございまして、その部分の調停人の記述のないことからそれには該当しないと判断しておるところでございます。以上でございます。

議長（浅野仁君）2番 野口 繁君

2番（野口繁君）町長、今後の問題ですが、この設計業者にも瑕疵があった場合にも、責任問題も明確な条例を設置してもらって対応してもらいたいと、その点についてお尋ね致します。

議長（浅野仁君）町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）池之山議員、世古議員からもご質問ありましたけれども当初この状況を報告受けまして、やはり私と致しまして非常に損害をこうむっておるのではないかと思いをもちまして、何とか責任追及ができないものかに対応指示をしたという事でありましたが、これは現在の設計業務の業務者契約の条項中には含まれていないという事で、さらに町の担当だけではいけないという事でありまして、県の専門なり或いは法の専門家にも紹介を申し上げて、これが追及できないかということを検討させたわけですが、現段階においては難しいという状況でありました。しかし今後につきましては先程も答弁申しましたように、業者の方の信用と申しますか中身については充分チェックをして対応していくということもありますし、また請負業務につきましては今、事務局長が申しましたように瑕疵担保が設定されておりますが、設計業務につきましてはそういうことについて専門と早速に研究をしてみたいと思っております。よろしくお願いを致します。

議長（浅野仁君）他に、質疑はございませんか。

（「議事進行」の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）次に議案第56号 平成19年度玉城町一般会計補正予算（第2号）についての質疑を行います。発言を許します。

（『議事進行』の声）

質疑なしと認めます。以上で本案に対する質疑を終結致します。

これより討論を行います。先ず、反対討論の発言を許します。

（「議事進行」の声）

以上で討論を終結致します。これより採決致します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の挙手を求めます。

（挙手多数）

挙手多数であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議長（浅野仁君）以上で本臨時会に付議されました案件は全て終了致しました。

これにて、平成19年第5回玉城町議会臨時会を閉会致します。

閉会にあたり町長挨拶を願います。町長 辻村修一君

町長（辻村修一君）只今は、提案の議案55号、56号の2議案につきましてご承認賜りましたこと厚くお礼を申し上げます。質疑の中でもご意見を賜りましたように、町と致しましても今後の工事請負契約或いは、設計業務委託に関しまして業者との関係におきまして、厳正に内容をチェックしてまいりたい、中身の精査を充分努めまして評価をしてまいりたいと考えております。今後とも、色々の面でご意見を賜りながら、さらにこの町の公共施設が住民の皆さん方に取りましても、本当に喜んでいただける施設として完成ができますように精一杯努力をさせていただきます。よろしく願い申し上げます、御礼の挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

（午前9時58分 散会）